

△ 翻 訳 △

耕作を強制されるひとびと（二）

——ネパールの農業経済における奴隷的労働——

桐 村 彰 郎（訳）

イントロダクション

第一部 ネパールにおける奴隷的労働

第一章 ハリヤ・システム・西部丘陵における奴隷的労働

第二章 平野部における債務奴隷制

第三章 カマイヤ・システム

第四章 奴隷的労働システムにおける女性と子供

第五章 日雇い賃金のハリヤ（以上 前号）

第二部 奴隷的労働の原因

第六章 地主と土地を持たない人びと

第七章 カースト、エスニック集団そしてアンタッチャピリテイ

第三部 変化への展望

第八章 南アジアの文脈における債務奴隷制（以上 本号）

第九章 非政府組織の奴隷的労働に反対するイニシアティヴ

第一〇章 政府の行動

第四部 結論と勧告

第一章 結論と勧告

第二部 奴隷的労働の原因

第六章 地主と土地を持たない人びと

ネパールにおいて奴隷的労働へと導いた確固たる社会的諸構造を変える機会を持つためには、どのようにしてそれらが進化したかを理解することが決定的である。本章が記述するのは、現今の土地保有制度の歴史的展開および土地不足と農村の貧困という巨大な諸問題にとりかかるための土地改革のトップダウン戦略の失敗である。次章はカースト制度の進化および搾取に社会的正当化を与える場合の結果を見る。

封建的遺産

現在国家は土地に対する支配を保有して、それを農場として経営する個人から税金を受け取っている。しかしながら、土地保有の現在の型は、まさに一九五〇年代まできちんと整っていた封建的構造によってなお非常に影響されている。こうした構造はかなりの権力を地元土地所有エリートに与え、土地改革での試みにもかかわらず、こうした権力は村落レヴェルで存続している。一九五二年に、政府は土地保有の約五〇%だけの割合を占める土地を支配した。加えて他の三つの封建的所有形態があった。ビルタ地、ジャギル地、そしてラカム地である。⁽¹⁾

ビルタ [Birta] 地

ビルタはネパール語から来ていて、ビルは英雄あるいは戦士を意味する。シャハ諸王やそれに後のラナ家は巨大な土地を人気のある將軍や力のある地元の指導者に与えた。かれらの戦場での武勇に報いるためにだけではなく、また王権にたいするかれらの忠誠を確保するためにもあった。この土地はビルタ地と呼ばれ、すべての耕作者は封建領主すなわちビルタワラに直接収益を支払い、後者は今度は王に税を支払った。一九五二年、このシステムは約七〇万ヘクタールの土地、すなわちネパールの総耕作可能

地の三六%を占めた。

ジャギル [Jagir] 地とラカム [Rakam] 地

ネパール語ではジャギルという語は公的雇用を意味する。一九五一年までの間王家の被雇用者たちはとてもしばかれらの務への支払いとして国王から土地をあてがわれたものだった。それゆえかれらはその田畑で生活し働く借地農から直接に支払いを受けたものだった。同様にラカム地は国の被雇用者に対し現金に代わるものとして与えられたもので、唯一の実際の違いはラカム地の受け手が、通常身体を使うような性質のさまざまな職務を遂行した、ということである。ジャギル地とラカム地は合わせるとさらに一五万ヘクタールすなわち総地域の八%を占めた。⁽²⁾

ジャミンダール

ビルタ、ジャギル、ラカムそれに政府所有地からの税金は地主自身によってか、あるいは大所有地ではもっと普通だが仲介者によって集められた。これらの徴税人はジャミンダールと呼ばれ、一般的には地代收集とともに土地管理のすべての局面を扱う権限を与えられた。たとえかれらが大君主のために仲介者として行動するとしても、かれらの権力は広範で、また当然のことながらかれらはしばしば富裕な土地所有者であった。今日、ジャミンダール（あるいはザミンダール）という肩書きは、ネパールでは大土地所有者に適用されているが、それは北方インドやパキスタンやバングラデシュの多くの地方におけるケースでも同様である。

封建制度は、このようなすべての地主がその時間の多くを国王がかれらをよく見張っていられる宮廷で過ごし、国事を扱うことを要求した。したがって定期的のみ地代を集めるためにかれらはその所有地を訪れたものだった。かれらは、その土地を耕作する貧農にたいして広大な権力を持ち、どんなレヴェルの地代であろうとかれらに都合のよいものを設定することができた。かれらの土地に住む村民たちは、農奴の地位を持ち、地主は支払いのない労働や他の役務をかれらに要求することができた。

一九五一年ラナ体制の崩壊後、新しい平等主義の精神のなか、土地改革が新政府の課題で重要なものになった。かれらは今度はジャギル、ラカム、ビルタの土地所有システムを廃止する一連の遠大な立法措置を導入した。後に改革は一九六四年の土地改革プログラムを導入した非政党のパンチャヤート・システムの下で続けられた。

土地改革の失敗

表面的には土地改革プログラムはよい意図を持っていた。それは、土地を持たない人びとや自然災害の犠牲者に土地を再配分するため、個人が所有できる土地の総計に天井を設けることを試みた。それはまた、搾取的な仲介者（ジャミンダール）を除去し土地の作業に積極的に従事している人びとにより大きな保証を与えることを目的とする小作権と土地登録のシステムを導入した。しかしながら、幾分か初期の業績にもかかわらず、一九八〇年代におけるプログラムの公式の見直しは、つぎのように結論した。

依拠できる実行機構の不在、政府の政策の確実さと明確さの欠如、それに封建的諸要素のかなりの影響が、きびしくこれらの方策を制限した。⁽³⁾

当時の政府の基本的誤謬は、国家権力が地元土地所有者から支配権をなんとかして取り戻せると過大評価したことだったように思われる。以前のジャミンダールやピルタワラは天井を設けるということからかれらの土地を守るのに十分な能力があった。かれらは、他の家族メンバーや召使いさえも名前で土地を登録して没収を逃れる方法を知っていたし、もし自分達が政府内に有力な地位を占めていない場合には、しばしば、それをもっている家族的コネを保有していた。その結果、再分配を目標とした最初の六〇万ヘクタールの土地のうちの約一％だけしか実際に再分配されなかった。⁽⁴⁾

地主達はまた新たな借地権の導入に抵抗した。それらをかれらの所有権に対するさらなる脅威と見たのである。かれらは、土地記録の欠落と計画の実行に責任ある人びとがたいへんしばしば同じ社会的グループの出身であるという事実とによって、これを援助された。借地権をもつ資格のある農村労働者の潜在数のほとんど半分は、決して当局によって特定されることはなかったし、その特定された一八〇万人のうちたった三〇万人だけが結局証明書を受け取った。⁽⁵⁾

この計画に適格性をもった多くの農民が、地主による説得と直接的脅迫との結果として、かれらの借地権を権威あるものとして登録するのを延期されたことはほとんど疑いない。地元の人々に関する限り、地域の大土地所有者家族は依然として支配していたし、伝統的な保護権を保有していたのである。カトマンドウの政府は、この地元の権力基盤に対する実際のもうひとつの選択肢と見ら

れるにはあまりにも距離がありすぎた。地元のエリートへの支援なしには、借地権はほとんど一切の紙以上のものとはならなかった。加えるに、たとえ借地権者が法廷でその権利を試すとしても、地主は立法過程の知識と司法に対するかれらの影響力をもって、土地から要求者を追い立てることができると、借地権者の権利に関する法律の条項は弱いものであった。こうした生活事実直面して、その権利を登録した多くの借地権者は、後には説得されて「自発的降伏」をした。

改革が部分的に実行されつつあったのと同時期に、政府はテライで大きな新移住計画をはじめた。北インドのウツタル・プラデシュ州やビハール州と国境を接するこの肥沃な細長い土地は、主に森林によって覆われていて、とてもマラリアにかかりやすいという特徴をもっていた。土地は一九世紀以降から開発されていたけれども、一九五〇年代と六〇年代に世界保健機構の後援するマラリア絶滅キャンペーンによって、その過程は急速に促進された。

新移住計画が意図した受益者は農村の貧困者や土地のない人や自然災害の犠牲者であると想定されていた。しかし再び、強力な土地所有階級が開発の有利な地歩を占めることができた。その結果、丘陵部で既に土地を所有する家族が、新しくアクセスできるテライの肥沃な土壌で、大きな保有地を作り上げることができた。

当時のパンチャヤート政府もまた新移住計画で隠された動機（下心）を持っていて、それを政治的装置として使うことを計画した。当時テライは、インドへのアクセスが容易くでき、体制に対する政治的不同意者や反対者によって聖域として使われていた。この潜在的な政府転覆の温床を打ち壊すために、新しい土地の多くはパンチャヤートの支持者やかつての忠実な武装勢力のメンバーに与えられた。これは、かれらがプログラムの基準を満たすかどうかとは無関係であった。

もし土地改革プログラムがそれ自身の、確かに野心的である目標に達する可能性によって判断されるということであるならば、それは失敗とみなされうるばかりである。不平等な土地配分は大部分変更されないままであったし、いくらかの土地持ち家族はその持分を増やすことができさえた。一九九一年の公式統計によれば、地主の五％が農地全体の二六％をコントロールしていた。⁽⁶⁾しかしながら数字は郡によって大きなヴァリエーションを示している。いくつかの小規模な調査は地主の持分を四〇％の高さとしている。⁽⁷⁾確かに地主達は、公式調査からかれらの持っている土地の量を隠す非常に精巧なシステムを開発した。非公式だが、地主の中には二〇〇ヘクタールあるいはそれ以上の保有地を持っていることを認めるものもある。単独の所有者の法的上限が一八ヘク

タールであるにもかかわらず、である。
周縁化と土地なし化

少数者の手への土地集中の直接的結果は、貧農の周縁化である。もちろん、封建システムが継続するかどうかは安価で従順な労働力が利用できるかどうかにかかっている。現在、労働「力」は不足していない。家族数が増加し、一年を通じてかれらを食べさせるにはその土地が不十分であることがわかっていいるからである。大部分の農業は生計のためであり、いくらかの土地を所有する二七四万世帯のうち約七〇％は一ヘクタール未満しか所有していない。⁽⁸⁾

現在の生産性水準では、一ヘクタール未満の保有は平均的なネパールの家族のために十分な食べ物を与えるのに十分ではない。⁽⁹⁾ 父親の死ですべての男性の相続人の中で土地を分割する相続法は、増大する土地保有の断片化と平均的農場規模の減少を結果している。肥料や灌漑といった近代的な生産のインプットの導入で収穫高は改善されるかもしれないが、これらのオプションは一般的にこのような小さくて断片的な保有地には不経済である。

その結果、農業セクターの成長は他の南アジア諸国に比べてゆっくりしていて、人口増に追い越されている。今日まで、成長だったといわれたものは、主として農場化される土地の量の増大によって生じたものであり、持続されるようなものではない。最終結果は衰退する資源ベースに依存する人口増をともなった土地不足である。

奴隷的労働に関するデータ

一九九一、九二年の農業に関する国民サンプル調査が記すところでは、一二〇万箇所の保有地が、少なくとも一年のある時期の間にある形態の農業的賃金労働を雇用する。それに加えて、以下のように記する。

支払いなしで、労働と引き換えにあるいは他のやり方でなされた仕事は、農場労働の付随的な重要構成要素を提供するが、しかし⁽¹⁰⁾ここでは考慮されない。

このカテゴリーに分類される働き手の多くは、ハリヤ・システムあるいはカマイヤ・システムの下での奴隷的労働者のようである。

しかしながら、国民サンプル調査は、その影響下にある労働者の数を計算する努力をしなかった。

土地のない農業労働者は、奴隷状態や農奴身分に極端に陥りやすい。土地のない農業労働者の多数はすでにハリヤとして働いている。土地のない農業労働者の数についてのデータは、人口調査によって集められていない。いかなる土地も持たない農村の世帯はネパールの農業に関する国民サンプル調査（NSCA）から同様に排除されている。利用できる唯一の数字は、一九九五年に土地なし問題への調査をおこなったハイレウェルの調査委員会からのものである。その結論するところでは、約一〇〇万世帯が、農業に依存しているけれども、〇・一ヘクタール未満の土地所有で、事実上土地を持っていなかった。⁽¹¹⁾その数字の約半分が自分自身の家を建てるのに十分な土地さえ持たなかった。この数字にもとづいて、それは約二〇〇万人の土地なし農業労働者がいると評価した。

これら労働者の多くは大きな川の傍あるいは森の周辺の使われない政府地に不法定住することに頼ってきており、日雇い賃金のハリヤとして働く（第五章を見よ）。他のものは食べ物や小屋を建てるための一片の土地を求めお返しに地元の地主にハリヤあるいはカマイヤとして自分達を提供してきた。そこから奴隷状態や農奴身分へ急速に滑り落ちてしまうのである。方程式で唯一残っている要因は負債である。

負債

一九九四年ネパール・ラストラ銀行⁽¹²⁾がおこなった農村クレディットの調査では、世帯の五〇%が際立った負債を報告した。この金の大部分は、臨時の食糧を買ったり、医療支出や衣類に支払ったり、宗教的なお祭りや結婚のために使われていた。これらの目的のために銀行や他の機構からローンが利用できないので、ローンの大部分は地主や他の伝統的な金貸しからおこなわれるのである。より貧しい世帯の間では、不釣り合いにより高い非公式クレディットへの依存がみられる。同じ調査が見出したところでは、一ヘクタール未満の土地を持つ農民の間では、金貸しからのローンは、かれらが銀行から借りた額の四倍を占めた。

いくつかの世帯は低利息で友達や親類からローンを獲得するかもしれない。しかしながら、金もちの縁故がない最貧の家族にとつては、このようなソフトなローンは手に入れるのが難しいし、一般的には利息の率は極端に高く、一ヶ月二%から六%にわたっている。⁽¹³⁾

高利率の利息は、クレディットの継続的必要性と結び付き、これらの負債をコントロールできないでせん状に増やしていく。小保有者の非制度的貸し手に対する未払い負債の平均は五〇〇〇ネパール・ルピー（九〇・〇〇USDドル）である。このような農家の平均的な歳入がちょうど六三〇〇ネパール・ルピー（一一三・〇〇USDドル）であることを考える時、これは大きな額である。⁽¹⁴⁾

一九九四年、世帯の約七%のみがどうにかローンの返済をした⁽¹⁵⁾が、それは、なぜ貸し手がこのように返済のチャンスが低いであろう融資をするのかという論点を回避して問題をわかりきったことのように論じるものである。答えは複雑である。ある状況では、貸す動機は純粋に危機的状況にある家族を助けることであるかもしれない。利他主義的でない動機はもつとしばしばある。村落という文脈では、債権者が多大の権力をふるい、そして負債が支配のメカニズムとなるのである。

負債農業

シダシュワルはマハルドラ（VDC）の第二区を構成する三つの小さな村のひとつである。そこはバイタティ郡の辺境部に位置し、極西地域に源を発する最も近い道路から一日以上歩いたところにある。村はもっぱら低カーストの家族から成っており、そのうち約一四〇が全体としてVDC内に住んでいる。コミュニティのクレディットの要求には五つの金貸しが応えており、かれらはハイカーストで渓谷の他のところに住んでいる。低カースト・グループに課されるローンの利率はずっと高く、一般的に、ハイカーストへの二ないし三%と対照的に五%にセットされる。

バギ・ラム・ディヤルは三〇歳。かれは、拡大家族世帯で、四人の兄弟、その妻達や子供達と一緒に住んでいる。彼らの間には総計九万ネパール・ルピー（一六二〇USDドル）の負債がある。かれは約六ナリ⁽¹⁶⁾（〇・〇八ヘクタール）の土地を持っている。

何年前か前父が肺結核の病気になる、われわれは治療のため彼をインドへ送らなければならなかった。ほとんど三万ネパール・ルピー（五四〇・〇〇USDドル）がかかった。われわれは、地元の地主や金貸しから金を集めた。医療のために銀行に行くことはできない。かれらは私に、月に五%の利息を課したが、私には他の選択肢はなかった。さもないと父は死んだであろう。その時にわれわれは九万ネパール・ルピー（一六二〇USDドル）を負うことになるが、そのうちの四万ネパール・ルピー（七二〇・〇

〇USDル)はまさに利息からのものである。わたしは幸運で、今はインドで運転手として働いていて、月に四八〇〇ネパールルピー(八六・〇〇USDル)を得ている。それで私は利息を支払うために三ないし四ヶ月ごとに家に金を送ることが出来る。兄弟のうち二人もまたインドで働いているが、いっしょにやってきても、われわれはほとんど利息の支払いをカバーできない。

もう一人の農業労働者、ゴラ・ダヤル・ロハールは一五万ネパールルピー(二七〇〇USDル)の負債を持っているが、他の村民がかれに負債はトータルで二五万ネパールルピー(四五〇〇USDル)にのぼることを思い出させて、話が中断した。ゴラ・ダヤル・ロハールにとって、その額はアカテミックなものである。かれは三度結婚したが、以前の二人の妻は死んだ。彼女達の医療費を支払うための負債をかれは引き受けた。

約九万ネパールルピー(一六二〇USDル)は負債で—残りは利息だ。わたしたちは、利息が毎年負債に付加される(複利)と話されなかった。金を返済する方法はない。いったん利息を払えば、食べ物を得るために別のローンを得なければならぬ。われわれはかつてとてもよい土地を持っていたが、今は、金貸しが負債の利息の代わりにそれを使っている。最初負債は書かれなかったが、たくさんになった時金貸しが文書にした。

ある家族はその土地を完全に金貸しのために失い、立ち退くことを余儀なくされた。それ以来だれもかれらの消息を聞かない。しかし、同じ村に住むポラン・ラム・ディヤルという地元の小学校の教員の説明によると、

(低カーストの)村では大部分の人びとは同じだ。各世帯は最低限一万ネパールルピー(一八〇・〇〇USDル)の負債を持っている。通常金貸しは土地を完全には取るのではなく、生きるのにちょうどなだけを取られわれれに持たせ、そしてかれがこのも他のものである。時々彼らはやつて来て、最もいい牛を取る。あるいは、飼葉が必要な時、彼らはやつて来て、かれらの牛に食べさせるためにわれわれの穀物を早く切り倒すだろう。いまわれわれは悪い質の家畜を飼っているだけだ。なぜなら牛も羊も金

貸しがそれらを取るだろうから。

もしかめらは、誰かがインドで働いて帰ってきたことを聞くと、やって来て、つじきまわし、持って帰ったものを見て一番らしいものを取るだろう。社会的な場やあるいは会合で、公然とはわれわれは金貸しにたいして何も言うことができない。きもなきとかかれはわれわれを侮辱し再び圧力をかけるだろう。

最も悪いことはどんなにしんどく仕事をしようか、われわれは決して利益をみることをなさい、⁽¹⁷⁾ といふことだ。われわれの労働からのすべての収入はまっすぐに金貸しに行く。

差別と分割

債務奴隷制と奴隷制が生じるのは、この分割と搾取の状況においてである。広く行き渡っている社会構造は、少数者が農村の多数者の貧困を食い物にし、人びとを従属的地位においておくことを許す。今われわれが見るように、この搾取はまたネパールのカースト・システムによっても強められるのである。

- (1) Ram Bahadur, K. C., 1986. Land Reform in Nepal, p. 2, His Majesty's Government of Nepal, USAID, GTZ & Winrock.
- (2) 土地の残り六％は一九五二年、グチ (Guthi) 地として知られる宗教的信託財産の形で保有されている (二％) があるはいくつかの先住民グループに属するものとされた伝統的な土地、キパット (Kipat) 地の形で共同所有になっている。
- (3) Ram Bahadur, K. C., 1986. p. 3, op. cit.
- (4) *ibid.*, p. 12.
- (5) Oxfam, 1990. op. cit.
- (6) Central Bureau of Statistics, 1994. National Sample Census of Agriculture, Nepal 1991/92, His Majesty's Government National Planning Commission Secretariat, Kathmandu. からの推計。
- (7) Oxfam, 1990. op. cit.
- (8) Central Bureau of Statistics, 1994. op. cit. からの推計。
- (9) 土地一ヘクタール未満の家族は大部分貧困線以下で生活しているとみられる。ネパール国家計画委員会の定義した貧困線は、平均的ネパール人が活動続けるのに適当なカロリー (二二五六) を生み出すのに必要な収入額である。
- (10) Central Bureau of Statistics, 1994. National Sample Census of Agriculture, Nepal 1991/92: Analysis of Results, His Majesty's

Government National Planning Commission Secretariat, Kathmandu.

- (11) 議員で土地改革委員会議長のケサフ・バダル氏および APROSC のシヴァ・シャルマ博士とのインタビュー。ASI・INSEC 一九九五年九月。
- (12) Nepal Rastra Bank, 1994. pp. 55-89, op. cit.
- (13) 一九九五年一〇月—一九九六年二月に ASI・INSEC がおこなった調査から。
- (14) Nepal Rastra Bank, 1994. p. 48, op. cit.
- (15) ibid., p. 71.
- (16) 換算については補遺一を見よ。
- (17) ASI・INSEC が一九九五年一〇月にバイタディ郡マハルドウラ VDC でおこなったグループ・インタビュー。

第七章 カースト、エスニック集団そしてアンタッチャピリティ

われわれはともに同じ血と同じ神を持っている。何故われわれは特別なカーストに生まれたという理由だけで、この差別と屈辱とに直面しなければならないのか？

ラム・バハドゥル・タマイ、極西ネパール、バシヤンタ郡、ヘマンタ VDC⁽¹⁾

ネパールのカースト・システムは国の政治的構造と関連していて、社会的分割と抑圧に対する宗教的および（最近まで）法的な裁可を与えている。ハイカーストのパラモンとチェットリは一般的に社会の大部分の領域で支配している。農村地域では彼らは最もよい土地と、村落開発評議会で高位の地位と、地元の政府のポストを持っている。

より低位のカーストはこの社会から周縁化されている。これはしばしば、村の郊外のかれらの居住地の物理的位置に、あるいは、小さな小屋に、分離した区に、主村落からまったくかけ離れた位置に反映されている。「アンタッチャピリティ」は農村地域で広範におこなわれていて、せいぜい低カーストの集団は地元の政策決定過程で名目上の代表を持っているだけである。

カーストは農業労働の搾取の背後にある大変重要な要因である。それは、この搾取の続行を許し、同時にさまざまな関連集団を

定義する諸条件を理解するために決定的である。それにもかかわらず、それはとてつもなく複雑なシステムである。カーストはしばしば硬くて変化しないと記述されるけれども、事実上それはいつも進化している。どのようにそれが現在の社会に影響を与えているかを見るためには、ネパールにおけるその展開について、ある事を理解することが必要である。

カースト・システムとアンタッチャピリティの進化

ヒンドウ教のカースト・システムはヴェーダ期の終わり頃(約三〇〇〇年前)に南アジアで発展したと考えられている。本質的にはこれはヴァルナとして知られている四つの幅広い集団への分業であった。それは本質的には、哲学のおよび宗教的追求に従事するバラモンを頂点に、軍事的、政治的分野に関係するクシャトリア(ネパールではチュートリとして知られる)、ビジネスマンや農民であるヴァイシヤ、そして筋肉労働や伝統的工芸に従事する最低のヴァルナ、シュードラに関するヒエラルヒーであった。各ヴァルナの下に複雑なカーストのサブ・セットがあった。最初は主なカースト分割の間にある程度の流動性があったが、しかし後には生まれによる自分のカーストの地位を代えることが原則的に不可能になった。

「ヒンドウ化」の過程がインド亜大陸内で続くにつれて、シュードラ・カーストの大衆は被征服者や戦争捕虜によって膨れていた。この集団は軽蔑されることになり、そのメンバーの多くは奴隷のそれに近い地位を持った。こうして、さらなる分割がシュードラ内部で徐々に進化していった。その接触が他をけがす人びととその接触が他をけがさない人びととである。宗教的諸原典によって、「アンタッチャブル」集団は事実上社会から追放され、寺院に入ることを禁じられ、そしてハイカースト諸集団とのいかなる接触も禁止された。これらの諸原典はまた、万一カースト諸規定に違反した場合には、従うべき処罰と浄化手続きも規定した。これらの書物によれば、ある「アンタッチャブル」のメンバーは他よりもけがれているのである。若干の「アンタッチャブル」諸集団に属する人びとを見ると、ハイカーストの人にとってはけがれるとみなされた。この人は直接太陽を見ることによつて浄化されなければならないのである。

古典的なカースト・システムとアンタッチャピリティの慣行は、南アジアの内部で多くの地域的ヴァリエーションを受けがちである。このことは特にネパールにおいて本⁽²⁾当である。

公的な計算は、ネパールの人口の八七%がヒンドウ教徒だと記す。しかしながら、この統計値は、諸聖典の古典的なバラモン教

よりもずっと幅広いヒンドゥ教の解釈を反映している。ネパールのヒンドゥ教は断片的な形で進化し、決して外国の征服権力によって首尾一貫した全体として課されたものではなかった。それは、カトマンドゥ渓谷にあるパシュパティナートの崇拝を中心⁽³⁾に打ち立てられた土俗的な特徴を持っていて、これは南からの移民バラモンによってヒマラヤ山脈へもたらされたよりオーソドックスな形態と併行して発展してきた。これらの集団は、移民として、かならずしもすでに階層化した社会にオーソドックスなカースト・システムを課す位置にはいなかったたのである。すくなくとも初期には、このことは当時さまざまなエスニック集団の相対的権力を反映したところのホスト〔受け入れ側〕社会における混血形態を生み出した。年月とともにネパールの原住民の多くはヒンドゥの神々を彼ら自身の信仰体系へと導入し、同様にしてバラモン諸集団も、前ヒンドゥ住民のシャーマンの、アニミズム的伝統に由来するいくつかの宗教的慣行が、ネパールヒンドゥ教に編入されることを認めていった。それはまた、ネパール第二の主要宗教である仏教に非常に影響されている。

ヒンドゥ教の発展のように、ネパールにおけるカースト・システムも同様に複雑なものである。それは本質的に宗教的であるのと同様に、かつては政治的でもあって、それはヒンドゥ教のこの合成的形態の産物であるとともに、国のさまざまな歴史的権力闘争の産物である。その上それは、地域の多くのさまざまなエスニック集団を、そのデザインの中に組み込まなければならなかった。

国の歴史において時々、カースト・システムは特別の支配者あるいは体制によってそれ自身の権力基盤を固めるために用いられてきたが、他方他の時期にはそれはあまり重要ではなかった。それが存在するところでは、一般的にいつて、直接的な権力の座席をはるかに超えて拡大することはなかった。これはネパールにおける三つの別個の地域的なカーストにもとづくコミュニティの発展を生み出した。西部丘陵における(ネパール語を話す)カスの王国の周りのそれ、カトマンドゥ渓谷の(ネパール語を話す)ネワール人の周辺のもうひとつ、そして、テライにおけるマイティリ語を話す人びとのまわりのもうひとつである。包括的なカースト・システムが法典化され、そして体系的に国中に適用されたのは、実際一八五四年のムルキ・アイン(民法典)についてだけで、これは初代のラナ家の首相、ジュング・バハドゥル・ラナによるものであった。

一八五四年ムルキ・アイン(民法典)⁽⁴⁾

ムルキ・アインは、丘陵部とカトマンドゥ渓谷とテライで部分的に孤立して進化していた三つの別個のカースト・システムを統合

しようとする試みであった。同時にそれは、カースト諸法の違反に対する処罰を規定する法典であった。これらの法律はさまざまなかーストを純粹に保つことを企図されただけでなく、またさまざまなカーストの役割を肯定しかつ維持した。法典はまたカーストにもとづいて個人の差別的な法的取り扱いと判決の条項を設けた。ムルキ・アインの法的力はその後撤廃されたけれども、それはなおネパールの主要な諸カーストとエスニック諸集団の、階層構造への現在の配置に青写真を与えている。

ムルキ・アインは人口を二つの主要集団に分けた。バラモンが水を受け取ることのできる人びと、およびバラモンが水を受け取ることのできない人びとである。これら二つのカテゴリーはそれから五つのさらなる集団に二次分割された。タガタリ（聖紐を着けた者）、奴隷化できないマトウワリ（マトウワリとは酒飲みを意味し、ネパールでエスニック諸集団を範疇化する言葉として用いられる）、奴隷化できるマトウワリ、不浄だが可触のカースト、そして不可触カーストである（表を見よ）。

一八五四年のムルキ・アインのその後の修正は、各人が法の下に平等であると宣言した一九五〇年新憲法まで、これらカーストのカテゴリーを意味あるものとして変えることがなかった。この時期の後にさへも、当局はカースト・システムに明確に反対の意を表明しようともがいてきた。カースト・システムの法的身分は一九六三年の修正ムルキ・アインまで特に撤廃されることはなかった。その時でさえも、カースト・システムそれ自体は廃止されていないという宣言する矛盾した宮廷声明がその後⁽⁵⁾に発せられた。

主要なカースト・エスニック諸集団の階層制度⁽⁶⁾

カースト区分

諸カーストと諸エスニック集団

水を受け入れ可能

タガタリ

バラモン、タクリ・チェットリ、チェットリ、ネワールのバラモンおよび他のネワール

（聖紐の着用者）

ルのハイカースト

奴隷化できない

マガール、グルン、リンブーおよびいくつかの他のネワールの諸カースト

マトウワリ

奴隷化できる

マトウワリ

シエルバ、タマン、チェパン、クマール、ハユ、タルー、ガルティ（解放奴隷の子孫）、サタール、ディマルおよびダンガー

不浄だが可触

ネワール職業諸カースト、ムスレムおよびヨーロッパ人から主として成る

水を受け入れ不可能

アンタツチャブル

丘陵部…カミおよびロハール（鍛冶工）、サルキ（皮革職人および靴職人）、グマイ（仕立て屋および音楽家）、バディ（ダンサー）、ガイネ（旅の吟遊詩人）

テライ…ドービ（洗濯屋）、ハルコルおよびチャマール（便所掃除人）、ドウシャドおよびドム（葬儀屋および掃除人）、タトマースおよびムサハール*（労働者および溝掘人）

カトマンドウ溪谷…（ネワール）ポレ（漁師）、サイメ（ごみあさり）、ポデ（掃除人）、クスレ（音楽家）

* ムサハールはエスニックの部族集団とみなされるが、またテライで「アンタツチャブル」の最も下の形態のひとつとして扱われてもいる。

同様のあいまいなアプローチは、一九九〇年ネパールの民主主義の確立以降でさえ続いた。新憲法は、次のように述べていて、明白であるように見える。

なんびとも、カーストにもとづき、不可触民として差別されることもなく、公衆の利用する場所への立ち入りを拒否されることもなく、あるいは公衆に公開された施設の利用を拒否されることもない。このような行為は法により処罰される。

しかしながら、一九九一年のムルキ・アインにおけるさらなる規定は、「伝統的に」存在していた差別を認めることによって、この強力な言明を完全にそこ⁽⁷⁾なった。

全体としてネパール社会に対して生じた一八五四年ムルキ・アインの諸結果は、法それ自身が撤廃された後も長く存続した。第一に、それは、経済的、社会的生活の大部分の局面を支配するところのバラモン、チエトリそれにネワールの諸ハイカーストの間の世襲的エリート強化した。この現状は、アフノ・マンチエ、すなわち「自分自身の人びと」として知られる拡大されたネポティズム（身内びいき）の過程をつうじて維持されており、そこではその資格や能力にかかわりなく、仕事や政治的引き立てが大家族や友人にまず与えられるであろう。第二に、それは、エスニック諸集団がどのように組織されるかについて深遠な効果を持ってきた。

エスニック諸集団

ジャン・バハドゥル・ラナの民法典の下でカースト・システムが施行されたことは、ネパール語を話す丘陵部の人びと、カスやヒンドゥ移民の子孫の、そのエリアの他のエスニック諸集団に対する最終的支配権を示すものだった。この集団は、パーリヤ（丘陵部の人びとを意味する）として集団的に知られており、その後ネパールで最も多数の集団となったし、そしてそれだけで多数派社会である。しかしながら、民法典下の二つのカテゴリーへとネパールの多くのエスニック諸集団が分割されたことは、中央丘陵部出自のエスニック諸集団の相対的に高い地位を反映したもので、かれらは国王プリトヴィナラン・シャハの下でネパールの統一に参加したのである。より低い「奴隷化できる」マトウワリの地位は、低地エリアあるいは高地東部丘陵部を占める諸集団に与えられた。明らかにこの地位は、このような諸集団のメンバーは法的処罰として奴隷にされうることを示していた。これらの多くのさまざまなエスニック諸集団は、あるものはたった二、三〇〇〇人の人口しかもっていないものもあったが、後に、多数派社会、そしてヒンドゥ教と接触するようになり、そしてパーリヤ社会によって原始的とカテゴリー化された。公共建造物プロジェクトで

の仕事のために多くの奴隷が補充されたのは、これらの諸集団からであった。

現在の階層制度はこの分割を反映し続けていて、「奴隷化できる」マトゥワリ、例えばテライのタルー、チェパン、サタール、デIMAL、それにダンガーは、より高い地位のマトゥワリよりもずっと債務奴隷状態にさらされている。他方、後者は相対的にって社会的に流動的で、政治的なまたビジネス的な両方の分野でよりよく代表されている。

職業カーストとエスニック集団との線はともしばしばぼんやりしていて、このことはテライの部族諸集団のいくつかのケースにおいて非常に明らかである。例えば、人類学者のなかには、東部テライのムサハールを、溝堀や農作業を課される「アンタツチャブルの」職業カーストと定義するものもある⁽⁸⁾。他のものは、彼らはビハールや西ベンガルから東部ネパールへ移民した部族の人びとであると主張する⁽⁹⁾。まさに同じことがサタールやダンガーにあてはまる。

多分、農村地域の奴隷的労働に関するカースト・システムのもっとも重要な局面は、「アンタツチャピリテイ」のシステムの普及である。

「アンタツチャブル」諸集団

債務奴隷状態に陥りやすいネパールのさまざまなエスニック・グループとはまったく別に、人口の約一五%（ほとんど二〇〇万人）が「アンタツチャブル」諸カーストに属している⁽¹⁰⁾。さまざまな「アンタツチャブル」諸集団は、西部丘陵とカトマンドゥ渓谷とテライにおいて進化した三つの異なったカースト・システムに由来する。

カミ（極西部ではロハールとして知られる）、ダマイおよびサルキは、起源は丘陵部なのだが、今や国中で見出される。これらの集団はあわせて、ネパール全人口の八・五%とされている。

テライでは、トイレを掃除するハルコルやチャマール、葬式の準備や死体の処理を取り扱うドウシャドやドム、それに農作業に関わるタトマースのような、職業諸カーストがある。

ネパールの職業諸カーストはそれ以上の集団に分割されているが、主に都市地域（カトマンドゥに集中して）にみられるので、カトマンドゥ渓谷の外部で農作業に関わるものはめつたにない。

農村地域で鍛冶屋や仕立て屋や皮革職人として開業しつづけている「アンタツチャブル」職業諸カースト出自の人びとは減少し

ている。輸入品や大量生産品がますます有利になって、かれらはもはや収入のために伝統的な技能に依拠することができない。たいていのものはキッチンカーテン用の小片の土地しかもたず、そのため他の人びとの土地でハリヤとして働くことを余儀なくされる。ハリヤとしてのかれらの役割は、かれらのカーストによって限定される。カースト・システムはかれらを差別し、かれらを貧しく従属的で力を得られない状態にしているのである。このようなものとして、それは農村地域における奴隷的労働を支える背骨になるのである。

「アンタッチャピリテイ」とカースト差別

村々においては、低カーストの男女はハイカーストの家屋内に入ることを認められないし、いくつかの地域では、事務所や喫茶店もかれらには立ち入り禁止である。同様に低カーストのメンバーはたいていの寺院に自由に入ることを禁じられ、⁽¹¹⁾そして多くの村々では別々の飲料栓のシステムが続いている。

一九九三年に、インセックは調査をおこない、ネパールの七五郡のうち四三でカースト差別事件が起こったことを見出した。時々極端な暴力が報告された。

シントウパルチョーク郡で、三歳のラクシムシ・ピシヌヌカルマという女の子が、遊んでいる間に地元の井戸に無意識に触れた時、P・バタライによって打擲された。翌日彼女の身体が同じ井戸に浮いているのが見出された。その死は事故として報告された。数日後にナウ・バハドウル・ピシヌヌ・カルマ（別のアンタッチャブルの男）が同じ井戸から水を飲んだために打擲され、⁽¹²⁾「ある人間が既に命を失っている、他の者も死ぬつもりなのか？」と告げられたにもかかわらずである。

ネパール東部よりも西部においてカーストにもとづく差別の傾向はより大きなものがある。セイウ・ザ・チルドレン基金US（S C F U S）のためにおこなわれた調査⁽¹³⁾では、ふたつの西部の郡における「アンタッチャブル」諸カースト出自の回答者の九〇%から九四%が、このような差別を報告した。これに比べると東部地域のジャパ郡の数字は六九%でずっと低かった。これは、カース

トにもとづく諸コミュニティの中で、西部丘陵のハリヤ・システムにおいて奴隷的労働がより顕著であるという、この調査の過程でなされた観察を支持するものである。

従属性

カースト・システムは諸低カーストを貧しくそれゆえに従属的にしている。同じSCFUSの調査は、カースト差別が「アンタツチャブル」諸集団を貧しくしているひとつの主要な理由であると結論する。これが容易に搾取されうる困窮した農業労働者の一集団が常に存在することを保証するのである。

「アンタツチャブル」の諸コミュニティは、ハイカーストの人びとから完全にかけ離れた別個の居住地に住むことを余儀なくされている。その貧困にもかかわらず、これらの居住地は村落開発プロジェクトについては優先順位が低い。なぜなら、地元で権力を持ち、開発資金をどこでどのようにして使うかをコントロールするのはハイカーストだからである。相対的に豊かなエリアにおいてさえも、これらのコミュニティは触れられないままであり、みじめな貧困状態にある。たとえば、ジャバ郡アルジュンダラ村落開発委員会の第二区では、エカント・トールという「アンタツチャブル」の諸家族の居住地がある。その本村には過去二〇年間電気が供給されてきたが、短い距離にあるエカント・トールにはまだ届いていない。道路の建設もされていないし、その居住地には適切な飲料水の供給もない。⁽¹⁴⁾

「アンタツチャブル」のメンバーの飲料水アクセス問題は国のいたるところで繰り返されるものである。もし「アンタツチャブル」が村の水道栓から水を飲めば、ハイカーストにとっては、その水源が穢れたとみなされるのである。このことは、公衆の利用する場所での別個の水道栓システムに行き着くことになり、そしてとてもしばしば「アンタツチャブル」のメンバーは最も良い水源の使用を完全に禁止される。それゆえにかれらは、よりきれいでない水の供給に頼るし、それにとまなうすべての健康上のリスクを負うのである。ポカラ北部のある村のある調査は、その結果「アンタツチャブル」諸集団の間には胃腸病の罹患率が非常に高いと結論している。⁽¹⁵⁾

「アンタツチャブル」の諸カーストは他の形態の仕事をするのを阻まれる。かれらは伝統的な卑しい役割で働くことを期待されており、その外側で働こうといふかかなる試みも抵抗される。SCFの「アンタツチャブル」メンバー調査の回答者の九七%が、

伝統的なカーストの職業で、あるいは卑しい労働の役割で働いていると報告した。「アンタッチャブル」だという事実そのものがそれ自体で他の収入を生み出す可能性を制限する。「アンタッチャブル」諸集団の中の非公式な負債のレウエルはしばしばとても高い。金貸し業者の利息は、ハイカーストによりも「アンタッチャブル」諸集団には、しばしばとても高い、というのが理由のひとつである。バイタディ郡の三つのVDCでは、「アンタッチャブル」諸集団は金貸し業者からローンの月利息五―六%を課されるが、他方ハイカーストの人びとは普通には二―三%を課される⁽¹⁶⁾。制度化された差別とディスエンパワーメント

「アンタッチャブル」諸集団は事実上その状況を改善したりあるいはその権利を主張する手段を否定されている。これは教育からはじまる。一九九一年国勢調査で特定された「アンタッチャブル」諸集団メンバーのトータル八八%が学校へ一度も行ったことがなかった。これは国民平均の六八%と比べて低い⁽¹⁷⁾。

「アンタッチャブル」の地位にある人びとの〇・二%しか職業的能力で雇用されない。これと比べて人口全体では〇・七%の数⁽¹⁸⁾である。警察や軍務では「アンタッチャブル」諸カーストのメンバーはほとんど雇われないし、そうなる場合にはかれらはとても低い地位を与えられる。ネパール国軍では、「アンタッチャブル」は主要な兵舎構内に入ることと許されないし、外で生活しなければならぬ。バジャング郡出身のダレントラ・バハドウル・ラサイラは、一九九三年、かれが「アンタッチャブル」カーストだという理由で、警察の仕事に不適格だと宣告された⁽¹⁹⁾。差別はひろく市民行政でおこなわれている。一九九二―一九九三年にバジャング郡でおこなわれた土地調査では、政府の測量技師たちが、土地を数世代にわたって使用してきたサルキ・コミュニティの所有地に登録するのではなく、その代わりに地元の首長たちの名前で違法にそれを登録した⁽²⁰⁾。

政府統計はカーストによる包括的な分類をしていないが、それによると、人口の約一〇―一五%が「アンタッチャブル」とみなされる。一九七五年にはひとりの「アンタッチャブル」も郡のパンチャヤートの議長や副議長の間に見出されなかった⁽²¹⁾。

ジェリ・ラム・ロハールは三三歳で、極西ネパールのバイタディ郡メラウリVDCの第九区で鍛冶屋として働いている。六人の子供のうち三人が地元のドウルガ小学校に行っている。

われわれはとてもひどく見下げられている。われわれに機会は本当にほとんどない。わたしは子供たちが自分自身の二本の脚で立ち、その生活を適切になんとかやっていけるように教育してやりたい。

いつかかれらが高校へいくことを希望する。しかしなにか起るだろうかをだれか話すことが出来ようか。

ジェリ・ラムには七〇〇〇ネパール・ルピー（二二六・〇〇USD）の負債があるが、月々5%の利息の支払いをしているだけである。なんらかの子見できない事情があればたちまち子供の教育の機会を危うくするだろう。学校でさえもかれの子供たちはカースト差別に直面している。

学校には「アンタッチャブル」の子供用に別個の水道栓があり、ことなる形で扱われている。昨年のソシヤティ・プジャ（宗教的お祭り）のとき、スタッフはティカ（額の中央につけられる彩色の斑点）を子供たちに与えていた。かれらは「アンタッチャブル」の子供たちを別にし、まずティカをハイカーストに与えた。それから先生たちは低カーストの子供たちにその材料を与えて、自分たちでそれをするように言った！⁽²²⁾

もしジェリ・ラムが子供たちに高校を出てほしいという願いに成功すれば、かれらは卒業証明書（SLC）を得るわずか〇・四%の「アンタッチャブル」メンバーの一部になるであろう。これと比べると国民平均は二・八%である（すなわち七倍高い）。⁽²³⁾ SLCにパスするかれらにとって、それは一連のハードルのまさに最初のものであるにすぎないのだ。

現在の政治構造におけるかれらの代表は依然として非常に低率で、わずか議会の議席の一・一%が、一九九一年に「アンタッチャブル」諸集団のメンバーによって占められているだけであり、内閣閣僚はいない。⁽²⁴⁾

この差別は現状を支える諸政党に見られるだけでなく、またコミュニストのCPN UMLの特徴でもある。

「アンタッチャブル」は代表されず、かれらの権利を主張することもできない。このことはかれらを奴隷的労働に非常に陥りやすくしている。「アンタッチャブル」の人びとの多数は、たとえ差別を不正だと考えても、差別に直面して沈黙を守ることが余儀なくされているのだ。

相当な部分は、かれらが差別をこの世における運命だとみなすと言う。たいていの「アンタッチャブル」のメンバーは、非常に不利な立場に置かれているようなので、カースト差別の報告をしたり、あるいは、法的な補償を求めるのはほとんど意味がないと信じる。ネパールの弁護士や裁判官の大多数はハイカースト出身である。SCFUSの調査はカーストにもとづく差別を含む二一の法的訴訟を特定したが、このうちのわずか七件しか「アンタッチャブル」に有利になっていないことを見出したと指摘した。⁽²⁵⁾カーストと奴隷的労働

前章は、どのようにしてネパールの農業社会の土地所有システムが奴隷的労働に至るか、ということの説明した。さまざまな諸集団をこの構造に閉じ込めているものはカースト・システムである。それは低カーストのメンバーに従属性とディスプレイパワーメントの循環を創り出し、その循環がかれらにその基本的権利や自由の主張をさせないのである。この点で、それは法律よりも強力である事が判明している。

帰結は、数十万の人びとが奴隷的地位を余儀なくされているということである。

- (1) Mishra, S., 1995. 未公開調査 INSEC, Kathmandu.
- (2) Central Bureau of Statistics, 1995. Population Monograph of Nepal, His Majesty's Government National Planning Commission Secretariat, Kathmandu.
- (3) ネパールにおけるヒンドゥ教の最初の形態はカトマンドゥ渓谷のパシユパティナート神(シヴァ神のもうひとつの名)の崇拜をめぐる成長したと考えられている。
- (4) ムルキ・アインについての包括的議論は Hofer, A., 1979. The Caste Hierarchy and State in Nepal: A Study of the Muluki Ain of 1854, Universitatverlag Wagner, Transbruck. に掲載されている。
- (5) Hofer, A., 1979. p. 204. op. cit.
- (6) この表は案内役としてのみ考慮に入れられるもので包括的であることを意図されていない。

- (7) INSEC, 1994. Human Rights Year Book 1993, pp. 349-379, INSEC, Kathmandu.
- (8) Bista, D. B., 1967. p. 113, op. cit.
- (9) Gautam, R. and Thapa-Magar, A. K., 1994. Tribal Ethnography of Nepal, Volume II, p. 83, Book Faith India, Delhi. op. cit.
- (10) Hofer, A., 1979. p. 205, op. cit.
- (11) Cox, T., 1994. The Current Socio-economic Status of Untouchables in Nepal, p. 95, Occasional Papers in Sociology and Anthropology, Vol. 4, Tribhuvan University, Kathmandu.
- (12) INSEC, 1994. p. 370, op. cit.
- (13) Cox, T., 1994. pp. 90-109, op. cit.
- (14) INSEC, 1994. p. 372, op. cit.
- (15) Macfarlane, A., 1981. "Death, Disease and Curing in a Himalayan Village" in Asian Highland Societies in Anthropological Perspective, C. von Furer Haimendorf, (Ed.), New Delhi. Cited in Cox, T., 1994. p. 95, op. cit.
- (16) 一九九五年一〇月にASII-INSECが発表した調査から。
- (17) Central Bureau of Statistics, 1993. National Sample Census of Agriculture, Nepal 1991/92, His Majesty's Government National Planning Commission Secretariat, Kathmandu. からの推計。
- (18) 上述のように、これらの数字で意図するのは比較のためだけである。専門的あるいは技術的職業で雇用されたアンタッチャブル集団出身の個人の総数は四九五六人である。
- (19) INSEC, 1994. p. 361, op. cit.
- (20) INSEC, 1994. p. 363, op. cit.
- (21) Hofer, A., 1979. p. 205, op. cit.
- (22) 一九九五年一〇月にASII-INSECがおこなった調査から。
- (23) 一九九一年国勢調査はすべてのアンタッチャブル集団を特定していない。ここで引用された数字は国勢調査が明確に特定しているアンタッチャブル集団に基づいている。SLC以上の合格者(八〇二三)はアンタッチャブル集団の全人口(二一八万五四七人)の百分率としてあらわされている。数字全体は明らかにまだ合格を予期されえない子供たちを含んでいる。それゆえに百分率は同じやり方で計算された国民平均との比較として役立つことを意味しているだけである。
- (24) Gurrung, G. M., 1994. Indigenous Peoples: Mobilisation and Change, p. 145, HISI Press, Kathmandu.

(25) Cox, T., 1994. pp. 97-98, op. cit.

第三部 変化への展望

第八章 南アジアの文脈における債務奴隷制

債務奴隷制の慣行はネパールで広くは調査されてこなかったけれども、インドやパキスタンでは、それは大学人やまた同様に運動家からもかなりの注目を受けてきた。これは、ネパールに適用されうる巨大な知識の貯蔵庫を示すものである。ネパールで摘発された奴隷的労働の諸システムと、インドやパキスタンで多年にわたって知られてきたそれらとの間には顕著な類似性がある。同様の術語さえある。共有された言語学および文化的伝統や地域を横断するさまざまな人びとの移動を考えれば、このことはほとんど驚くにはあたらない。奴隷的労働のルーツは南アジアの現在の地政学的境界線よりもはるかにさかのぼるのだ。それらは、仏教の出現やイスラム教の導入よりも先であり、初期アリア人にまでたどられうる。⁽¹⁾ 奴隷的労働の起源は古代バラモン教の法制定者たちによるヒエラルヒー的なカースト・システムと奴隷的諸カーストの創出に関連している。その慣行はほとんどもっぱら低カーストあるいは「部族」諸集団に影響を与えつつづけている。このことは、ヒンドゥの「指定」カーストがひどく影響を受けている。パキスタンにおいても真実である。

インド

インドでは、奴隷的労働という同じシステムの本質的に微妙なヴァリエーションであるものを描写するために用いられる多くのさまざまな言葉がある。これらは州ごとに異なり、関連するさまざまな部族あるいはカーストによって異なる。奴隷的労働は何世紀の間おこなわれてきたし、ビハールにおけるカミアウティ・システムを描写するために一八五八年に用いられた言葉は、なお今日真実である。

ある形態でか別の形態でかはともかく、あなたはほとんど国中でそれを見つかるだろうとわたしは信ずる。…ある男が金を借

り、そして金貸し業者のために、要求された時は支払いなしで働くよう自分自身を束縛して、それをやり遂げるとの約定を与えた。金貸し業者はもちろん、債務者がどこか他で働いて支払ってもらって収穫期や年の他の繁忙期にその奉仕を要求した。そして仕事のすいた時、金貸し業者はもちろんその奴隷の奉仕を要求しなかった。かれはどこか他のところで何もすることができなかつた。働いた時に得るものといえは食へ物であり、時々は一年に一度一片の布であつた。…債務者はその負債を決して処理することができなかつた。…債務者が死んだ場合には、その息子、娘あるいは最近の親類が、責任ありとみなされて使われた。……⁽²⁾

今日ビハール全体で同じシステムが動いており、それはカミアウタイ [kamiati]、あるいはカミア [kamiah]、ハルワ [harwahi]、あるいはカンドウ [kandh] として知られている。他の州では、これらの名前、あるいは、オリッサではハリア [halia]、マディヤプラデシュではハルワシー [harwashee]、ないしはカミア [kamia]、グジャラートではハリ [hari]、それにウッタラプラデシュやマハラシュトラではハリス [haris] といったものも含めて、他の名前によって知られる。多くの場合には、これらのヴァリエーションは単に同じ語のさまざまな方言あるいはさまざまな音訳を反映しているのだということも明らかである。

システムが非常に古く、奴隷身分の地位が世代から世代へ伝えられてきたがために、当初どのようにして奴隷的労働者が負債状態にはいつたかを確定することはしばしば困難である。結婚や生誕や死去の時には、貧困家庭においてさえも、社会的圧力が多大の消費を要求する。しばしばこれらの支出は、地元の土地所有者から高利のローンを調達することによってのみ満たされる。インドでは、負債は大多数の農業労働者にとっては日常的な生活事実であり、医療費を支払うかあるいは十分な食物を家庭に入れるためだけに使われる。一九七六年に刊行されたビハールでの調査は、農業労働世帯の七二%が負債状態にあることを示した。⁽³⁾

奴隷的労働は特に貧困であるインド諸地域ではとても一般的であるけれども、貧困が唯一のあるいはもつとも重要な原因であると示唆することは単純化しすぎである。奴隷的労働は、農村人口が一方では土地を持たない、抑圧された農業労働者と、他方墾壕で囲まれた地主階級との分裂にもとづいている。インドではこの分裂はカースト・システムの締め付けによって巧妙にきちんと整えられている。奴隷的労働の最高の発生率が強力な上位カースト・ヒンドウの支配する地域に見出されること、そこでは強固なカー

スト・システムが施行されていることが指摘されている。⁽⁴⁾

「アンタッチャブル」諸カーストが奴隷的労働によってひどく影響を受けている一方で、影響を受けている他の主要グループとはアディヴァーシすなわち「部族」ーインドの諸先住民に与えられた言葉である。奴隷的労働が強固なカースト・システムと関連しているのと同様に、それはまた、アディヴァーシ諸集団出自の多くの人々がいるところで高率だと報告されている。⁽⁵⁾

アディヴァーシの人びとの場合には、債務奴隷制は、何世紀もの間続いてきた土地侵奪と資源疎外の最終結論なのである。これは、カマイヤ・システムの犠牲に陥ったネパールのタルー人の状況にとても類似している。例えば、インドのマハラシュトラ州では、グジャールの移住者が、最初はイギリス人にそのかさかれて、綿花プランテーションで働くために、ドゥーレ県の先住民の土地に移動した。そのエリアの先住民、ビル人はかれらの土地が徐々に森林伐採されるのを見て、砂糖きびと綿花生産に転換した。まもなくかれらは、奴隷的労働者として移住民のために働く以外に選択肢がなくなって、最後には地主の土地の上の小屋に住み、農作業のすべての局面を実行することとなった。かれらは言語道断に扱われた。一九七〇年代には鞭打ちやレイプやビル人の家の放火の諸報告があった。⁽⁶⁾

インドの歴史においては、問題に取り組むためにさまざまな段階での試みがあった。これらには、一九二〇年のビハールやオリッサの債務奴隷制廃止法、そして一九四〇年にマドラスで可決された類似の立法を含む。しかしながら、なんといつても奴隷的労働をあつかうもつとも包括的な試みは、一九七六年にインディラ・ガンディ政府が導入した奴隷的労働システム（廃止）法であった。

その法は、すべての奴隷的労働者とその負債から解放すると宣言し、かれらの社会的および経済的な社会復帰と奴隷的労働を用いつづける人びとにたいする特殊の処罰の条項を設けた。それはまた、法を執行するために、県長官の手に相当の権力と責任を置くシステムを設立した。各県の高級行政官たる県長官は、この仕事で、地元コミュニティを横断する代表から成る地元の諸自警団によって支援されるはずであった。

その法は価値ある立法であるけれども、可決されて二〇年後、奴隷的労働を廃止するというその主要目的においてそれは失敗したことは明らかである。この失敗の程度は、ガンディ平和基金がその主要な州レヴェルの奴隷的労働についての調査をおこなった

一九八一年初期でも明らかになった。⁽⁷⁾これは、インド二三州のまさに一〇州で、総計二六〇万の奴隷的労働者が依然として存在すると結論した。

運動家たちは、なにが間違っているのかを理解するのに遠方を見る必要はなかった。すでに過負担の県長官達の側も地元自警団たちの側も、地元レヴェルで法を遂行する熱意がほとんどないのは明らかであった。一九八四年に刊行されたビハール州のサンタル・パルガナの人々における研究は、たいていの州で繰り返されうる物語を語っている。

県および下部の諸レヴェルの勧告委員会の役割は、県自警団が一九七七年のはじまり以来、一九八二年の終わりまでになつた二度しか会合できなかったという事実によってよく評価されうる。テオカルの下部勧告委員会はこの期間に一度しか会合をもたなかったし、諸県の他のすべての下部では、該当委員会はまったく会合を開くことができなかった。⁽⁸⁾

インドでかなりの数の奴隷的労働者が首尾よく解放された主要例は、地元の社会行動グループが関係したところにおいてであった。NGOが首尾よく奴隷的労働者を確認し（政府がしなかつたところで）、そして地元政府に法のもとでの措置を取ることを強制するか、あるいはまったく地元レヴェルを飛び越えて進んだ場合での多くの実例がある。NGOがこれをやった典型的なやり方は、確認された奴隷的労働者に代わってインド最高裁判所に公益訴訟を提起することであった。

最初のこのような土地開拓的な訴訟は、一九八四年に奴隷解放戦線（BLF）⁽⁹⁾によつてもたらされた。BLFはハリヤナ州のフアリダバード採石場での労働条件の調査をおこない、最高裁に宛てて奴隷的労働の存在を申し立てる手紙を書いた。申し立が真実であることを確認した後、裁判所は関連労働者の解放に動き、かれらを連れてこられた州へ戻させた。ジャーナリストのニーラジャ・チョーダリーによつてもたらされた追跡調査は、かれらを社会復帰させるようマディヤプラデシュ州政府に義務付けた。

他の社会活動家たちによつて同様の行動がとられた。たとえば、マディヤプラデシュでは、一九八八年にはライプール県出身の活動家たちが、四〇〇〇人の奴隷的労働者の解放をもたらすために最高裁とともに活動した。物語はとりわけパンジャブやマハラシュトラやラジャスタンでくりかえされた。

最高裁判所の支援でNGOの活動をつうじて、また若干の州では高級州官僚の積極的参加をつうじて、一九九〇年までに約二〇万人の奴隷的労働者が「解放」された⁽¹⁰⁾。しかしながらこれは一九八四年のガンディ平和基金の調査で確認された奴隷的労働者の一〇%にすぎないのである。法のもとで十分な社会復帰をもたらすことは、さらに困難であることがわかっているし、訴追をおこなうことはなお困難である。一九九一年までにわずか七十三人の奴隷的労働の保有者が逮捕されただけだし、訴追されたのはさらに少ない⁽¹¹⁾。一九九五年三月に最高裁判所は、多くの奴隷的労働問題が疑惑として依然存在していることを示す一三の州で一連の調査がおこなわれるべきことを命令した⁽¹²⁾。

もともと最近では一九九六年に、最高裁判所委員会がタミール・ナドの奴隷的労働の問題の程度について報告し、州内に一〇〇万の奴隷的労働者がいるとみなした。報告は、奴隷的労働が州の二三の県すべてでかなりの数で存在していると結論し、農業や採石のような伝統的職業とともに、産業的セクターを含めて拡がっている二〇の職業をリストにあげた。
パキスタン

パキスタンでは一九九二年に奴隷的労働を禁止する法律が採択された。もともと一九九五年になってはじめて労働省が地元の政府職員が法を遂行するのに必要な訓令を規定する奴隷的労働制度（廃止）規程を発したのであるが、これらの改革は少数の反奴隷的労働の活動家による多年の困難な闘争の後にやって来た。示していることはすべて、五年前に通過した法律が適切に遂行されるまでに多くの年月がかかるだろうということである。

一九九二年法は特にパンジャブのレンガがま産業における奴隷的労働にたいする闘争の結果として主に生じた。二つのNGO、奴隷的労働解放戦線（BLLF）とパキスタン人権委員会（HRCP）が立法化を推し進めるのに指導的役割を演じた。BLLFは手むすびのカーペット産業における子供の奴隷的労働にたいして闘争しており、他方HRCPはシンド州諸地域の農業経済における成人の奴隷的労働により焦点を当ててきた。一九九五年の、BLLFとともにいた子供の活動家、イクバル・マシイの殺害は、国際的メディアの未曾有の注目的となり、問題をパキスタン政治の中央舞台に載せた。

しかしながら、この報告の目的にとって直接関心のある論点はシンドの農業諸地域における奴隷的労働の広範な使用というショッキングな諸報告に関連している。

シンドでは、奴隷的労働は主としてハリたち〔haris〕に影響を与えているが、この語は、分益小作の基盤のもとでか、あるいは現金ないしは穀物での支払いかで、地主の農場に住み労働する土地を持たない農場労働者をあらわすものである。南部シンドは奴隷的労働で悪名高いが、そこではハリたちは、インドのラジャスタン州と国境を接するシンドの最東端地域に集住する以前は羊飼いだったヒンドウの部族から主として供給されている。かれらは、ビールやコヒルやメグワールを含む最底辺の「アンタツチャブル」諸カースト出身である。上部シンドでは、ハリは主にムスレムであり奴隷的労働の証拠は少ない。H R C Pによれば、低部シンドのハリの多数は市民として登録されず、こうして借地権を否定されている。⁽¹³⁾

パキスタンでは農業労働の全般的搾取が常に存在してきており、これは南アジアの他の諸地域に見出される奴隷的労働の種類に非常に似ている。しかしながら最近では、新しい非常に邪悪な形態の奴隷的労働が報告されていて、それは労働者とその家族が「私的な牢獄」に置かれている、というものである。

一九九一年にパキスタン軍の分遣隊がタンド・アラヤールのハジ・チュラム・コカルの所有する「私的な牢獄」を襲い、そこに捉えられていた二九五人のハリを解放した。家族は監視のもとに置かれていて、女性は無差別にレイプされ打たれたという諸報告があり、労働者の中には逃亡しないように田畑で働きに行く時足かせや鎖をつけさせられているものもあった。

H R C P出身の活動家が、これは州全体で作動している類似の多数の私的な牢獄のひとつであることを明らかにするさらなる調査をおこなった。これらの囲われた収容所は時々電流の通った柵を備えていて、地主の地所で働く奴隷的労働者を閉じ込めるために使われているのである。

債務奴隷身分への転落は南アジアの他の地域での経験とほとんど一致している。一九七九年に水および電力開発公社（W A P D A）がおこなった調査は、パキスタンの小作農の五―一〇％が生産コストを満たすためにローンに依存すること、そしてその九一％がかれらの主要なクレディットの源としてその地主にすぎることを明らかにした。銀行は結婚やあるいは他の祭礼のための支出に貸そうとしない。そしてこのようにしていわゆる「社会的信用」のために、ハリは全体として地主に従属するのである。

しかしながら、金をローンで借りる慣行が問題なのではない。問題なのは地主とその代理人たちの不正直に、そして教育を受けず周縁化されているハリが容易に搾取されるという事実にある。インフォーマル・セクターではローンは規制されていないし、非

常にしばしば法外な利息が課される。その上、地主は物納小作人に種用穀物のためその土地で働くように求める。これはパキスタンの借地法のもとでは違法であるにもかかわらずである。コストは通常分益小作人のローンに付加される。支払うべきものは収穫期ごとに集められ、そして小作農はたちまちローンの利息を払うためだけに働いている債務奴隷状態に転落する。地主はローンが十分に返済されるまでかれを解放しようとしめない。奴隷的労働者の逃亡を止めるために、かれらは私的牢獄に置かれている。ネパールのカマイヤ・システムと同様に、地主が現金を必要とするとき、かれらは近隣の土地所有者にそのハリを「売って」もよい。ここで、買主は売主と合意し、表面上はハリが受けたローンを清算し、かれの最初の地主のもとを去ることを認める。それからその額はハリがその新たな地主に負うものに付加される。

シンドの地主はパキスタンでもっとも強力なものたちで、しばしばかれらはハリをその土地で解放することにうまく抵抗することができ。かれらの支配はしばしば地元の警察や政府の上にもまで拡大する。首尾よく襲撃をおこない、奴隷的労働者を解放した少数の県レベルの公務員は、説明もなしに異なったエリアに配置転換され、人権活動家たちは、高級官僚たちが地主からの圧力のもとで法の遂行を挫折させようとしているという信念を抱くにいたる。フロンティア・ポスト紙に報告されたあるケース（一九九六・六・二六）は、どのようにして大地主、ムレード・カーン・マレーが、手入れでかれの土地で解放されたばかりの一〇〇人以上の奴隷的労働者を、警察の保護から取り戻すことができたかを示している。奴隷的労働者を保持しているかどでその地主に對しいかなる告発も生じなかった。パキスタンの奴隷的労働システム（廃止）法は、インドと同様に、その施行を助けるために自警団に依存している。これまでのところ設立された自警団はほとんどないし、設立されたそれらも地主によって支配されているようであり、非効率的である。これらの問題は、法のもとでの責任という県公務員間の意識の欠如によっていっそう悪化している。H R C P の奴隷的労働機動部隊のコーディネーター、シャキール・パタンは、一九九六年六月のヘラルド紙のためにおこなわれたインタビューで、機動部隊がコミッショナー代理や高級警察官僚に問題について書き送ったが、しかし多くは法について全然知らなかったことがどのようにしてわかったかを語った。

われわれは文字通り何百という記録のコピーを作り、それらを政府官僚やジャーナリストや人権活動家やその他に配布した。⁽¹⁴⁾

H R C Pは、自警団が効果的でより代表的になるためにはドラスティックな変化がなされる必要があると勧告し、奴隷的労働システム（廃止）法を周知徹底するべくセミナーや会合をおこなっている。

南アジア問題としての奴隷的労働

奴隷的労働は、インドとパキスタン両国の当局によって、何世紀もの問題だったことが承認されている。それはあらゆる種類の政治的、社会的動乱と国境の変更を生き抜いてきた。それはこの地域全体を通じて農業生活の確立された一部であり、実際このことは時々この奴隷形態の保有を支持する議論として用いられてきており、それほどにそれは社会的、経済的生活に融合しているのである。

しかしながら、二年前までネパール政府は、ネパールは地域で例外であると示唆し、なんらかの形の奴隷的労働がこの国に存在することを否定した。一九九〇年代初めにN G Oが圧倒的な証拠を政府に提示して後にはじめて問題が承認された。現在でさえ公式の政府の立場は、奴隷的労働は国の辺境部分における非常に局地的な問題であり、ある特殊なエスニック・グループに属する二、三〇〇〇人の人びとに影響を及ぼしているだけだ、というものである。対照的にこの報告は、ネパールの農村地域には多数の人びとに影響を及ぼす非常に広範な問題の証拠があり、インドやパキスタンの債務奴隷制のパタンと同一でないとはいえない。たいていの場合、大変類似していることを示すものである。

ネパールがその隣人よりも相対的に遅れて奴隷的労働の問題に取り組まねばならないという事実は、それに特殊な困難さをもたらすのだが、しかしまたいくつかの有利さももたらすのである。当局が問題に取り組むためになすべき事柄は明らかにたくさんあるが、一方で、インドやパキスタンで積み重ねられた経験は、進める方法の潜在的モデルを提供するし、進行を促進するのを助けるかもしれない。これらのオプションは第九章で述べられる。

地域的展望から明らかになるさらなる問題は、ネパールがその産業的能力を展開しようとする場合に、ネパールにとって特に重要である。これは奴隷的労働は知らぬ間に進行するという性質に関わるもので、もし明確にしないままであれば、多くの他の産業セクターに感染する。奴隷的労働のルーツは明らかに国のもっとも貧しい農業地域に埋め込まれているが、一方でその枝は製造

セクターやサーヴィス・セクターに拡がっており、そしてインドやパキスタンではより広い経済に染み込んでいる。一九九一年のインド政府報告によれば、奴隷的労働および子供の奴隷的労働の存在を示唆する証拠は、以下の産業に見出された。採石、漁業、レンガ生産、道路建設、ビティ（地元の煙草）生産、ティー・プランテーションとティー・プロセッシング、カシュー・プロセッシング、綿花と織物生産、男性用品類（靴下、下着など）の産業、カーペット織り、ココヤシ皮繊維産業、マッチと花火生産、陶器類生産、製材所、碎石、それに石鹼生産⁽¹⁵⁾。

これは、特に輸出セクターが関連する場合に、両国の国際的に重要な問題として出てきているものである。国際的な貿易慣行の経済的グローバリゼーションとリベラリゼーションに向かつての過去一〇年の動きは、不可避免的にさまざまな国々の労働条件の比較に導いている。これは南アジアの奴隷的、強制的労働の諸問題に鋭い焦点をあて、貴重な輸出産業に直接に影響を及ぼしている。実際、同じ問題はすでにネパールで衝撃を与えているのである。すなわち、奴隷的な幼児労働が国のカーペット産業で明るみに出たとき、外貨の唯一のもっとも重要な稼ぎ手である輸出がひどく打撃をうけたのであった。

- (1) Tripathy, S. N., 1989. Bonded Labour in India, p. 4, Discovery, Delhi.
- (2) William Le Fleming Robinson, British District Collector in Bihar cited in: Tiwary, S. P., 1984. "Bondage in Santal Parganas", in Patnaik, U. and Dingwaney, M., (Eds.) Chains of Servitude, pp. 187-213, Sangam Books, Madras. 6 記号なし。
- (3) Bose, S. R., and Ghosh, P. P., 1976. Agro-economic Survey of Bihar: A Pilot Study, Patna.
- (4) Ibid. p. 200.
- (5) Ministry of Labour, 1991. Report of the National Commission on Rural Labour, Vol 1, p. 102, Government of India, Delhi.
- (6) Menon, G., 1997. "Bondage: Its Forms and Persistence in Tribal India", in Enslaved Peoples in the 1990's: Indigenous Peoples, Debt Bondage and Human Rights, Anti-Slavery International and IWGIA, Copenhagen.
- (7) Marla, S., 1981. Bonded Labour in India, Gandhi Peace Foundation, New Delhi.
- (8) Tiwary, S. P., 1984. p. 207, op. cit.
- (9) Reddy, Y. R., 1995. Bonded Labour System in India, Deep and Deep Publications, New Delhi.
- (10) Ministry of Labour, 1991. Annexure A, op. cit.

- (1) Shastri, L. B., 1991. Study Group on Bonded Labour, Report of National Commission on Rural Labour, Vol. 2, Government of India, New Delhi.
- (2) Ant-Slavery International, 1996. India: Court Actions Reveal Scale of Bonded Labour, Statement to the 21st Session of the Working Group on Contemporary Forms of Slavery, Geneva.
- (3) Human Rights Commission of Pakistan.
- (4) Jafri, H. I. and Hassan, A., 1996. "The Road to Freedom", in The Herald, June 1996, Lahore, Pakistan.
- (5) Ministry of Labour, 1991. op. cit.

(以下 次号)